

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）による飲料の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から飲料の提供について要請があった時は、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の現有機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援飲料提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（無償提供の設定）

第4条 災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を無償提供できる状態への設定は、甲が遠隔操作するものとする。

（メッセージボードの操作）

第5条 災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）のメッセージボードの活用については、甲が必要に応じて操作し、災害情報等の情報を表示させるものとする。

2 平常時は、乙において時事ニュース等を表示するものとし、甲は必要に応じ、合成情報提供等に活用するものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年11月13日

甲 京都府亀岡市野々神8番地
亀岡市長 栗山正隆

乙 大阪府摂津市千里丘7丁目9番31号
近畿コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役執行役員 守都正和

